

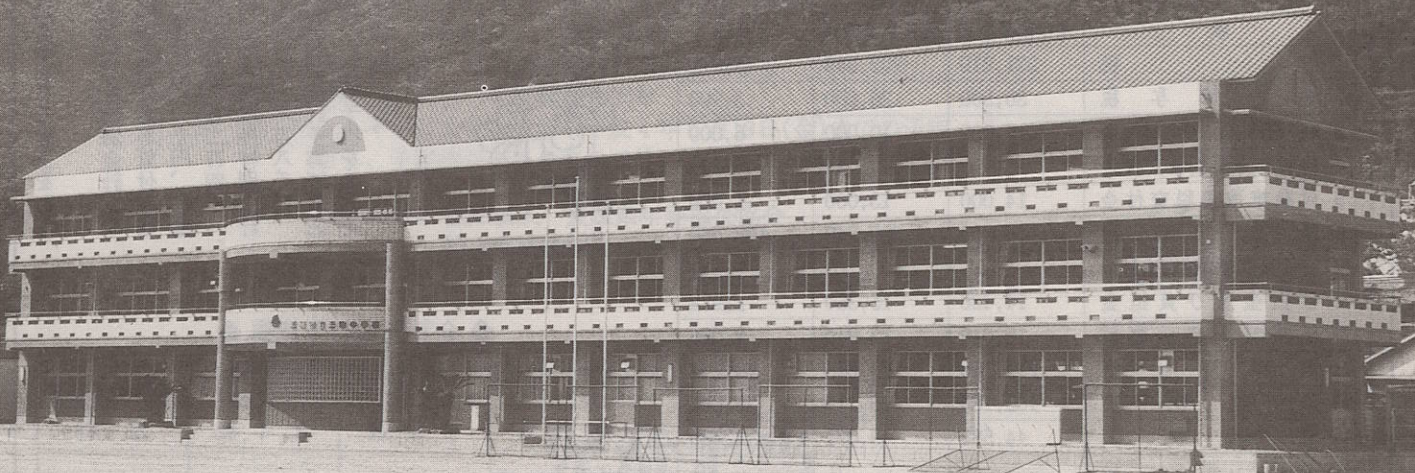


広報

みささ



三崎町立三崎中学校落成



三崎町立三崎中学校
(生徒数七十二人)の改
築工事が三月完成いたし
ました。

本校舎は鉄筋コンクリー
ト(一部鉄骨造)三階建
て床面積二三〇五、九三
平方メートル。

一階に展示スペースを
設け、生徒の作品等の展
示や創作活動の中心とし
て使用できる空間となっ
ており、二階には多目的
ホール、三階にコンピュ
ター室を設け高度情報化
社会に対応した教育が行
えるよう配慮しておりま
す。

町の規模

世帯数	1,820戸
人口	5,000人
男	2,308人
女	2,692人
(平成4年3月31日現在)	



平成4年4月20日 (No.161)
発行 愛媛県西宇和郡三崎町 印刷
三崎町役場 ☎54-1111 豊豫社
編集 総務課

一般会計予算総額21億4千2百93万3千円

平成四年第一回三崎町議定例会が三月十日開会され、平成四年度一般会計予算など二十一議案と決議案二件が原案のとおり可決されました。

平成四年度一般会計当初予算は、今まで行ってきた行財政の簡素効率化と経費の節減合理化をなお一層推進し、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に留意し、財政の健全化及び自主的・主体的に地域の特性を生かした個性豊かで魅力ある地域づくりを推進することを旨とし、義務的経費等の年間見込額を中心に編成いたしました。

本年度当初予算上の予算総額は二十一億四千二百九十三万三千元で、前年度当初との対比で十六パーセントの増加となりました。

また三崎町国民健康保険特別会計予算は、事業勘定歳出では医療費総額を九億五千万円と見込み、医療に要する経費と事業運営に要する経費を計上。歳入では、国民健康保険税及び国庫支出金を中心に計上。施設勘定歳入では、診療収入を中心にして計上し、歳出では施設の運営に要する経費を計上いたしました。

水道事業会計予算は、収益的収支については、給水収益等の収入を計上し、支出については、南予水道企業団よりの受水費及び施設の管理運営に要します費用等を計上し、資本的収支については、一般会計からの補助金の収入を計上し、支出について

は企業債償還金等の計上をしております。
なお、その他の特別会計として、町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算九万一千円、町港湾整備特別会計予算二百四十一万七千円、町土地取得特別会計予算三千四百九十六万八千円、町老人保健特別会計予算五億三千五百五十一万五千円をそれぞれ計上いたしました。

第1表 一般会計歳入歳出予算額

(歳入) (単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 町 税	221,219	202,548	18,671
2 地方譲与税	30,500	26,600	3,900
3 利子割交付金	16,000	10,000	6,000
4 特別地方消費税交付金	1	0	1
5 自動車取得税交付金	14,000	13,000	1,000
6 地方交付税	1,406,800	1,298,240	108,560
7 交通安全対策特別交付金	1	1	0
8 分担金及び負担金	14,426	15,350	△924
9 使用料及び手数料	15,016	12,940	2,076
10 国庫支出金	214,750	168,646	46,104
11 県支出金	102,180	76,219	25,961
12 財産収入	44,582	49,071	△4,489
13 寄附金	0	0	0
14 繰入金	101	101	0
15 繰越金	20,000	20,000	0
16 諸収入	27,857	28,840	△983
17 町債	15,500	16,800	△1,300
歳入合計	2,142,933	1,938,356	204,577

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 議会費	63,063	60,033	3,030
2 総務費	424,958	415,673	9,285
3 民生費	239,603	222,024	17,579
4 衛生費	169,001	143,765	25,236
5 労働費			
6 農林水産業費	452,966	343,604	109,362
7 商工費	8,581	6,710	1,871
8 土木費	117,677	80,629	37,048
9 消防費	81,147	77,037	4,110
10 教育費	191,464	170,129	21,335
11 災害復旧費	0	25,359	△25,359
12 公債費	388,773	384,393	4,380
13 諸支出金	700	4,000	△3,300
14 予備費	5,000	5,000	0
歳出合計	2,142,933	1,938,356	204,577



◆ 会計別当初予算額 ◆

(単位：千円)

会計名	4年度	3年度	差引	
特別会計 国民健康保険	事業勘定	604,986	579,748	25,238
	施設勘定	786,421	708,601	77,820
老人保健特別会計	535,515	474,609	60,906	
水道事業会計	収益的収入	93,792	79,479	14,313
	収益的支出	161,194	135,342	25,852
港湾整備特別会計	資本的収入	25,126	17,283	7,843
	資本的支出	25,126	17,283	7,843
土地取得特別会計	34,968	10,591	24,377	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	91	91	0	

○可決された主な案件○

- ◇条例の制定・改正
 - ◎議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
 - ◎報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
 - ◎特別職の職員に給与に関する条例の一部改正
 - ◎教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正
 - ◎職員の育児休業等に関する条例の制定
 - ◎単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
 - ◎企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 - ◎町営住宅管理条例の一部改正
 - ◎町火葬場設置及び管理条例の一部改正
 - ◎町住宅新築資金等貸付条例の一部改正
 - ◎国民健康保険条例の一部改正
 - ◇補正予算
 - ◎平成3年度一般会計補正予算(第6号)の制定
 - ◎平成3年度国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の制定
 - ◇当初予算
 - ◎平成4年度一般会計予算の制定
 - ◎平成4年度国民健康保険特別会計予算の制定
 - ◎平成4年度港湾整備特別会計予算の制定
 - ◎平成4年度土地取得特別会計予算の制定
 - ◎平成4年度老人保健特別会計予算の制定
 - ◎平成4年度住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の制定
 - ◎平成4年度水道事業会計予算の制定
 - ◇認定
 - ◎町道の路線認定
 - ◇決議
 - ◎人権尊重に関する宣言決議
 - ◎暴力追放決議

消防出初式

平成四年の三崎町消防団出初式が、三月十五日に盛大に挙行されました。当日は、あいにくの雨天のため会場を総合体育館に変更しての開催となりましたが、停止間訓練・行進間訓練等に日頃の成果を披露しました。又、消防業務に功績のあった個人・団体に表彰が行われました。平成四年の表彰者は次のとおりです。

表彰状ならびに感謝状受賞者

- 一、日本消防協会長表彰
 - 精績章 副団長 浜西岩三郎
 - 二、愛媛県知事表彰 副団長 堀本房勝
 - 功労章 副団長 山本一昭
 - 三、愛媛県消防協会長表彰 副団長 阿部一孝
 - 功績章 二名津分団 班長 金森一臣
 - 佐田分団 団員 山本登
 - 二名津分団 団員 谷口典伝
 - 二名津分団 団員 阿部敏治
 - 勤続章 三崎東分団 分団長 中村和幸
 - 20年以上 三崎東分団 副分団長 梶原利幸
 - 15年以上 三崎西分団 副分団長 梶原利幸
 - 三崎東分団 副分団長 山本成明
 - 三崎東分団 副分団長 古田祝一
 - 三崎西分団 副分団長 小田鉄夫
 - 松分団 副分団長 松本忠春
 - 10年以上 三崎東分団 副分団長 山下繁芳
 - 二名津分団 副分団長 井上吉保
 - 釜木分団 副分団長 川崎徳二
 - 正野分団 副分団長 伊井隆雄
 - 正野分団 副分団長 安部松義
 - 串分団 副分団長 岡本満生
 - 正野分団 副分団長 山下明男

- 六、愛媛県消防協会長感謝状 消防団員家族の功労者
 - 三崎町松 遠越千津江(遠越団員の妻)
 - 三崎町明神 川本千鶴子(川本団員の妻)
 - 三崎町大佐田 木野本きよみ(木野本団員の妻)

- 七、八西消防団連合会長感謝状 消防団員家族内助功労者
 - 三崎町佐田 門田千代子(門田団員の妻)

- 八、三崎町長感謝状(退団者)
 - 元副団長 辻 数徳
 - 三崎東分団 分団長 中村和幸
 - 三崎西分団 分団長 杉山陽三郎
 - 井野浦分団 分団長 古市安忠
 - 与修分団 分団長 中田松雄
 - 串分団 分団長 泉 勝博
 - 二名津分団 分団長 亀井 勲
 - 井野浦分団 副分団長 塩崎満雄
 - 二名津分団 副分団長 石井 章
 - 二名津分団 副分団長 長 西本重利
 - 三崎西分団 副分団長 山下輝広
 - 串分団 副分団長 梶原武久
 - 串分団 副分団長 山内節雄
 - 二名津分団 副分団長 員 平石一重
 - 二名津分団 副分団長 員 阿部敏治
 - 名取分団 副分団長 員 滝原力雄
 - 名取分団 副分団長 員 井上達昭
 - 明神分団 副分団長 員 若松富男

- 九、三崎町消防団長感謝状
 - 三崎町正野 正野小児董会
 - 三崎町串 串小児董会

- 四、八西消防団連合会長表彰
 - 串分団 副分団長 阿部保雄
 - 高浦分団 副分団長 長村上卓也
 - 松分団 副分団長 長今村七郎
 - 三崎西分団 副分団長 長中田政木
 - 三崎東分団 副分団長 長山下一生
 - 三崎東分団 副分団長 長松本 滋
 - 名取分団 副分団長 長小林博太
 - 二名津分団 副分団長 長藤井嘉男
 - 正野分団 副分団長 員 安部幸雄
 - 平磯分団 副分団長 員 浅野吉三郎
 - 明神分団 副分団長 員 山本先一
- 三崎町長表彰
 - 平磯分団 副分団長 河野一郎
 - 正野分団 副分団長 長木村里志
 - 名取分団 副分団長 長梶原正行
 - 高浦分団 副分団長 長船山涉一
 - 串分団 副分団長 長阿部吉馬
 - 名取分団 副分団長 長西谷克巳
 - 井野浦分団 副分団長 員 宮本忠弘
 - 串分団 副分団長 員 加藤市郎
 - 与修分団 副分団長 員 渡辺忠吉
 - 三崎東分団 副分団長 員 山崎幸男
 - 三崎西分団 副分団長 員 菊池長一郎
 - 二名津分団 副分団長 員 堀本秀吉
 - 三崎東分団 副分団長 員 山田修三
 - 松分団 副分団長 員 宇都宮惣一
 - 三崎西分団 副分団長 員 片岡源太郎

恩給欠格者の皆様へ —請求はお済みですか—

平和祈念事業特別基金（総理府所管の認可法人）では、いわゆる恩給欠格者の方で、外地等に勤務した経験を有し、加算年を含めた在職年が3年以上で、請求時において日本国籍を有する方には内閣総理大臣名の書状を、さらに70歳以上の方には高齢者の順に併せて銀杯を贈呈しております。

（注）次の方は、この事業の対象になりません

- ・年金たる恩給または旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有する方。
- ・恩給欠格者のご遺族および戦後、ソ連またはモ

ソゴルの地域に強制抑留されたことのある方。

- ・戦傷病者戦没者遺族等援護法上の軍属（雇員・傭人・工員等）および準軍属の方。

〔請求書類の送付先・お問い合わせ先〕

〒112 東京都文京区大塚 5-3-13

平和祈念事業特別基金 業務第1課

☎03-3945-4704

なお、請求書類は都道府県・市区町村などの窓口にも置いてあります。

戦後強制抑留者の皆様へ —請求はお済みですか—

平和祈念事業特別基金（総理府所管の認可法人）では、戦後、旧ソ連またはモンゴルの地域において強制抑留された方、またはそのご遺族に内閣総理大臣名の慰労品（書状・銀杯）を贈呈しております。また、これらの方々のうち、年金恩給や公務員の共済年金などを受給されていない方には、更に慰労金（10万円）が支給されます。

なお、請求期限は平成5年3月31日までです。

〔請求書類の送付先・お問い合わせ先〕

〒112 東京都文京区大塚 5-3-13

平和祈念事業特別基金 業務第2課 ☎03-3945-4703・4707

なお、請求書類は都道府県・市区町村などの窓口にも置いてあります。

戦没者の遺族の皆さんへ請求期限が迫っています

戦没者の遺族の方に特別弔慰金が支給されることをご存じですか？

1 支給の目的

特別弔慰金は、国があらためて戦没者の遺族に対して、弔慰の意を表すために支給されるものです。

2 支給の方法

戦没者1人に対して、額面18万円の国債で支給され、平成2年から平成7年までの六年間にわたって毎年3万円ずつ償還されます。

3 支給の条件

特別弔慰金を受けることができるのは、満州事変（昭和6年9月18日）以後の戦没者の遺族のうち、昭和60年4月1日から平成元年3月31日までの間に、公務扶助料、遺族年金等を受ける方がなくなった場合です。

4 支給の対象者

特別弔慰金を受けることができるのは、主として次に記載された遺族のうち、次の順序に従って最も順位が先の方お一人に限ります。

- (1)平成元年4月1日までに弔慰金を受けた方
- (2)戦没者の子

(3)戦没者と生計を共にしていた①父母②孫③祖父母

④兄弟姉妹（婚姻、養子縁組により、平成元年4月1日に氏が変わっている方は除かれます。）

(4)(3)以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

(5)その他の三親等内の親族（戦没者死亡まで引き続いて1年以上生計を共にしていた方に限ります。）

但し、今までに特別弔慰金を請求された方及び同順位の遺族として請求に同意された方は、受けることができません。

5 請求の期限

平成4年6月27日

期限までに請求しませんでしたと受給できなくなりますからご注意ください。

6 受付窓口

居住地の市町村の援護担当課

なお、支給条件、支給順位など詳しいことは下記にご相談ください。

★市町村の援護担当課

★愛媛県県民福祉部高齢者福祉課

☎(0899)-41-2111 (内線2535)

…町民税…



税金は、国や都道府県、市町村がその活動に要する経費を賄うのに必要な収入を得るため、法律や条例等の規定に基づいて国民から徴収するもので、国が課税するものを国税といい、地方団体（県や町）が課税するものを地方税といっています。

地方税の中でも町民税は、もっとも身近な税の一つです。

〔町民税〕

町民税は県民税とあわせて住民税といわれています。

町内に住所のある個人及び町内に事務所又は事業所のある法人が対象となります。

○個人の町民税

個人の町民税における税額の計算は、均等割と所得割に区分されます。

均等割は、納税義務者の所得金額の多少にかかわらず一定の税額が課税されます。また、所得税は前年中（1月1日から12月31日までの1年間）の所得金額を基礎として計算されるもので、所得の段階に応じて税率が異なります。

町民税と県民税は一緒に町が徴収し、県民税分は町から県に納められます。

税率は次のとおりです。

■ 住民税の税率

均等割

町民税	県民税
年額 1,500円	年額 700円

所得割

町民税			県民税		
課税所得金額	税率	控除額	課税所得金額	税率	控除額
160万円まで	3%				
550万円まで	8%	80,000円	550万円まで	2%	
550万円超	11%	245,000円	550万円超	4%	110,000円

○法人の町民税

法人の場合は、均等割と法人税割に区分されます。

均等割は、法人の所得の有無にかかわらず資本金や従業員数などに応じて4万円から300万円までの定額課税になります。

法人税割は、法人税額に12.3%の税率で課税されます。

■ 税の種類

国 税	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、酒税、たばこ税、印紙税、自動車重量税など
地 方 税	県税 県民税、事業税、不動産取得税、自動車税など
	町税 町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、特別土地保有税、国民健康保険税、(目的税)

■ 町税の納期

税 目	納 期	納 付 月												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
町県民税(個人)	年4期			○		○		○				○		
固定資産税	年4期	○			○					○			○	
軽自動車税	年1期	○												
国民健康保険税	年8期				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

納税は便利な預金口座振替で

「預金口座振替依頼書」を税務課又は取引金融機関へ提出すれば、あなたの預金口座から自動的に納税できます。

前納者には報奨金が

納期がまだ到来していない町・県民税、固定資産税を納付しますと前納報奨金が交付されます。詳しくは税務課へおたずねください。

国民年金保険料のお知らせ

農林漁業や自営業者・学生など第一号被保険者の皆さん保険料の納め忘れはありませんか。

皆さんが、将来年金を受けるためには、加入しているだけでなく、毎月の保険料を確実に納付していることが必要です。

未納のままにしていると老後はもちろん、万一の場合にも年金が受けられないことがあります。

納め忘れの保険料は、今すぐ納めましょう。

◎4月から9,700円に

国民年金の保険料は平成4年4月から、月額9,700円になります。

◎割引前納制度

保険料の前納制度を利用すると、有利になるだけでなく、毎月納めに行く手間も省け、納め忘れもなくて便利です。

ぜひ、ご利用ください。

お問い合わせは、市町村役場の国民年金担当までどうぞ。

(平成4年4月から1年分の保険料額)

保険料納め方	毎月納めた場合	前納をした場合	割引額
定額保険料	116,400円	113,590円	2,810円
定額保険料+付加保険料	121,200円	118,270円	2,930円

いつまでもおとしよりと一緒に！

愛媛県高齢者居室整備資金の御案内

貸付の対象者

県内において、60歳以上の親族と同居し、またはこれから同居しようとする20歳以上の方

貸付の対象

- (1) 高齢者の居室を新築、増築または改築するための資金
1件あたり10万円以上100万円以下
- (2) 高齢者のために浴室・トイレ等を改造するための資金
1件あたり50万円以下
- (3) (1)と(2)を併せて整備する場合
1件あたり150万円以下

貸付利率

年利3%

償還方法

元金均等による年賦償還または半年賦償還

償還期間

10年以内(据置期間なし)

保証人

連帯保証人2名が必要です。

申込み窓口

最寄りの農業協同組合または労働金庫の本・支店

★融資に関する御相談・お問い合わせは、上記申込み窓口または愛媛県民福祉部高齢者福祉課、各地方局福祉課へ

愛媛県

障害者の方のタクシー運賃割引について

3月1日から身体障害者または精神薄弱者の方がタクシーに乗車される場合運賃が1割引でご利用になれます。

●割引を受けられる方

- 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているすべての方です。
- 介護者については、障害者の方と同一区間に乗車される場合に限り、割引が受けられます。

●利用方法

- タクシーをご利用の際、身体障害者手帳または療育手帳を呈示のうえ、「障害者タクシー運賃割引申込書」に所定の事項を記入して、乗務員に提出してください。(記入が困難な方は、乗務員にお申し出ください。)
- 手帳の呈示のみで割引申込書の提出がない場合は、割引を受けられませんので、ご注意ください。

●「障害者タクシー運賃割引申込書」は、

- 県地方局保護課
- 市町村役場福祉担当課
- 身体障害者・精神薄弱者団体各事務局
- 各タクシー会社
- 愛媛県ハイヤー・タクシー協会に備えてあります。

障害者タクシー運賃割引申込書

乗車日	平成 年 月 日
身体障害者 療育手帳No.	県 第 号
氏名	
メーター表示額	円

- 注1. 割引の適用は、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人が、単独又は介護人と乗車区間を同一とし、かつ、該当手帳を呈示した場合に限ります。
- 注2. 割引を適用する方は、本申込書に必要事項を記入し、運賃支払の際、乗務員に提出して下さい。(記入が困難な方は乗務員に申し出て下さい。)
- 注3. この割引は、タクシー運賃以外に適用されません。

発行者 愛媛県ハイヤー・タクシー協会

障害者の方のタクシー運賃割引についてわからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

愛媛県ハイヤー・タクシー協会 ☎0899(41)7481 または、最寄りのタクシー会社まで

- ★愛媛県ハイヤー・タクシー協会
- ★財愛媛県身体障害者団体連合会

裁判所の利用について

八幡浜の裁判所は、松山地方・家庭裁判所八幡浜支部の廃止に伴い平成2年4月1日から地方裁判所及び家庭裁判所の事件は取り扱わなくなりましたが、八幡浜簡易裁判所として残っており、簡易裁判所で扱う事件はこれまでと何ら変わりはありません。

簡易裁判所で取り扱う事件は、比較的簡単な民事事件と比較的軽い罪の刑事事件です。

民事事件では、具体的には訴額が90万円を超えない請求（例えば90万円を超えない貸金請求等）の『民事訴訟』、書類審査で手続費用も少なく済む『支払命令（金銭の請求に限る）』、手続が簡単で手続費用も少なく、話し合いによる円満な解決をはかる『民事調停』などがあります。

なお、八幡浜簡易裁判所の窓口には、民事事件の定型申立用紙等のほか、家事事件の定型申立用紙、その他記載例等を備え置き、手続きの案内等の窓口相談も行っていますので、ご利用ください。

その他詳しいことについては、八幡浜簡易裁判所（電話0894-22-0176）までお問い合わせください。

マイホーム資金は「年金住宅融資」で/ 平成4年度第1回受付開始

利用できる方	現在厚生年金保険の加入者で、加入期間が3年以上ある方（国民年金の保険料納付済期間を含む）
資金の使いみち	新築住宅・マンション・建売住宅、中古住宅の購入および増改築などの住宅改良資金（無抽選・先着順）
融資金額	所要資金の80%以内で、最高1,940万円まで（老人・身障者同居と在宅ケアの割増あり）
融資利率	年5.30%（一般貸付）（金融情勢により変更される場合があります）
返済方法	元金均等返済・元利均等返済の選択ができる
返済期間	住宅の種類によって5年から35年
受付期間	平成4年4月22日(水)から平成4年6月19日(金)までの予定 (但し、予定枠がありますので枠に達しますと締切ります。)

詳しくは、社団法人 愛媛県年金福祉協会
松山市南堀端町5番地7 松山東京生命館
電話 0899-41-7667(代)までおたずね下さい。

児童手当制度が改正されました。

児童手当 1人目の子どもから支給されます。

■平成4年1月1日から、児童手当制度が次ように改正されました。

事項	改正前	改正後
支給対象	第2子以降	第1子以降
支給期間	義務教育就学前	3歳未満
支給金額		
第1子	—	5,000円(月額)
第2子	2,500円(月額)	5,000円(月額)
第3子以降	5,000円(月額)	10,000円(月額)

ただし、支給期間に関しては次のような経過措置があります。

第1子	平成3年1月2日以後に生まれた児童
第2子以降	昭和60年4月2日～昭和61年12月31日生まれの児童 → 平成3年12月分まで支給
	昭和62年1月1日～昭和62年12月31日生まれの児童 → 5歳の誕生日の属する月分まで支給
	昭和63年1月1日～昭和63年12月31日生まれの児童 → 平成4年12月分まで支給
	平成元年1月1日～平成元年12月31日生まれの児童 → 4歳の誕生日の属する月分まで支給
	平成2年1月1日～平成2年12月31日生まれの児童 → 平成5年12月分まで支給
	平成3年1月1日以後に生まれた児童 → 3歳の誕生日の属する月分まで支給

人の動き

平成四年一月一日から同年三月三十一日の間、住民課窓口において取り扱いました。結婚・出生・死亡・転入転出等お知らせします。

1月分
転入8(男3人女5人)
転出13(男8人女5人)
出生2(男0人女2人)
死亡6(男4人女2人)
結婚2組
2月分
転入12(男7人女5人)
転出4(男4人女0人)
出生4(男1人女3人)
死亡3(男3人女0人)
結婚1組
3月分
転入16(男10人女6人)
転出62(男28人女34人)
出生1(男1人女0人)
死亡3(男0人女3人)
結婚4組

5月の休日急患診療予定表

※変更の場合がありますから、ご利用の際は、確認して下さい。

Table with 7 columns (date) and 7 rows (clinic name and patient count). Columns: 31日, 24日, 17日, 10日, 5日, 4日, 3日. Rows: 三崎診療所, 二名津診療所, 山下医院, 串診療所, 門田医院, 山下医院, 二名津診療所. Patient counts: 54-1050, 54-0743, 54-0073, 56-0032, 54-0034, 54-0073, 54-0743.

助産費が上がりました。

～平成4年4月1日から～

国民健康保険に加入している方が出産した場合の負担を軽減するため、次のとおり助産費の引上げを行いましたのでお知らせします。

- ※ 対象 国民健康保険の被保険者が出産したとき
※ 時期 平成4年4月1日以後の出産から
※ 金額 240,000円 (引上前 130,000円)

お知らせ

国家公務員の完全週休二日制の実施により、本年5月からのすべての土曜日が閉庁となりますので、お知らせします。

平成4年4月

松山地方事務局

犬を正しく飼いましょう

- 犬はつないで飼い迷惑をかけないようにしましょう。
○ 咬傷事故の多くは、飼い犬の放し飼いが原因です。
○ 道路や公園などは、犬の排便場所ではありません。
○ 散歩の際にフンをした時は、飼い主の責任で始末しましょう。捨て犬は絶対しないでください。
○ 捨て犬は、野犬のもとです。愛情と責任を持って、死ぬまで飼いましょう。
○ 不幸な子犬が生まれないように不妊・去勢手術に努めましょう。又、不用になった犬とか捨て犬を見つけれましたら、下記買上げ日に役場(環境課)へ持参して頂くようご協力をお願いいたします。(買上げ料 1頭 3,000円です。)
◆ 不用犬買上げ日 毎月第2金曜日 <時間 8:30~10:00>

Table with 2 columns: Date and Day. Rows: 平成4年5月8日(金) 平成4年11月13日(金), 平成4年6月12日(金) 平成4年12月11日(金), 平成4年7月10日(金) ※平成5年1月22日(金), ※平成4年8月21日(金) 平成5年2月12日(金), 平成4年9月11日(金) 平成5年3月12日(金), ※平成4年10月23日(金)

(注) 8月は第3・10月、1月は第4金曜日です。

四国電力よりのお知らせ

こいのぼりのシーズンとなりました。こいのぼりは、電線から離してたてましょう。もし、こいのぼりが電線に巻きついた時は、大変危険ですから、竿などでつついたりせずに直ぐに四国電力までご連絡下さるようお願い致します。



こいのぼりは電線から離してたてましょう